

白岡駅の新白岡駅周辺の空き店舗で 出店してみませんか

白岡市駅周辺空き店舗出店支援事業補助金

新規出店者に、空き店舗の改修工事費・賃借料の一部を予算の範囲内で補助します。

1 対象事業

駅周辺の商業地域、近隣商業地域内及び各駅から概ね半 径300m以内にある空き店舗で、新規出店者が2年以上継続 することを見込んで行う小売業・飲食業

2 対象店舗

事業用に使用されていた賃貸用店舗物件で、3か月以上 事業が行われていない状態が継続しているもの(使用実績 がない場合は、建築後1年以上経過しているもの)

3 補助対象要件

- ①市税などを滞納していない
- ②空き店舗の所有者が新規出店者と同一人、配偶者または 2親等以内の血族または姻族ではない(法人は代表者、 配偶者または2親等以内の血族または姻族でないこと)
- ③事業計画書及び収支予算書について、白岡市商工会の 確認を受けている
- ④改修工事の補助を受ける場合は、令和6年3月15日ま でに工事が完了し、市に実績報告書を提出できる

次の事業・店舗は対象外

- ①補助金の交付決定前に着手している事業
- ②現在、市内で事業を営んでいるかたが、移転を目的に行う事業
- ③宗教法人または政治団体による事業
- ④大規模小売店舗立地法の対象となる施設内のテナント型の店舗物件
- ⑤住宅部分を有する店舗物件で、店舗部分と住宅部分が明確に分離 できないもの

4 補助対象経費

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間など
改修工事に係る経費	1/2 以内	30 万円	1 回限り
賃借料(敷金・礼金を除く。)		5万円/月	12 か月以内※

※賃借料のうち会計年度をまたがる月分の補助は、翌会計 年度の予算状況によって交付決定します。ご要望に添え ない場合がありますので、ご了承ください。



問合せ 商工観光課商工振興担当 ☎0480(92)1111 内線292



▲申請はこちら



空き店舗の活用をお考えのかたへ

白岡市空き店舗情報登録制度

空き店舗の利活用を促進し、商店街などの振興及び活性化を図ります

1 空き店舗情報登録制度とは

市内の空き店舗情報を市公式ホームページに掲載日から2年間掲載 し、売りたいかた・貸したいかた、買いたいかた・借りたいかたとのマッ チングを支援します。

※マッチング後に紛争などが生じた場合は、市は一切関与しません。

2 対象となる空き店舗

現在、使用されていない店舗、事務所などで、所 有者または売却、賃貸の代理などの権利を持つ宅 地建物取引業者が売却・賃貸しようとする物件



▲申請はこちら

問合せ 商工観光課商工振興担当 ☎0480(92)1111 内線292

地震に強い家造り ~住宅の耐震化で命を守ろう~

市では、昭和56年5月31日までに工事に着手した
木造2階 建て以下の住宅所有者などに対し、耐震診断・耐震改修・耐震 シェルターに係る費用の一部を補助しています。地震はいつ起 こるかわかりません。日頃の備え(減災対策)が必要です。

その一つとして、住宅の耐震化を検討しましょう。耐震改修 を行うと税金の優遇も受けられます。

※予算が無くなり次第受付終了

※補助を受けるためにはその他条件があります。 詳細は担当課までお問い合わせください。

補助の種類	補助金額
耐震診断	最大5万円 (耐震診断料の目安:10万円程度)
耐震改修	最大40万円 耐震改修の内容により変動します。 (耐震改修料の目安:100~150万円程度)
耐震シェルター	最大10万円 設置するシェルターにより変動します。 (耐震シェルター設置料の目安:25~200万円程度)

問合せ 建築課建築担当 🕿 0480 (92) 1111 内線 234